

公益財団法人国際文化会館 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第 55 条第2項の規定に基づき、公益財団法人国際文化会館(以下「当会館」という。)の会員の入会および退会ならびに入会時寄付金および会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類および要件)

第2条 次の各項に該当する者を常勤理事で構成する会員審査会の承認に基づき当会館の会員とする。

1. 個人会員(期間会員を含む)は、当会館の目的ならびに事業に賛同し、当会館を財政的に支援する意志を有する個人である。会員 2 名の推薦を要し、所定の入会時寄付金および会費を納める。期間会員は、2 年間の期間限定とする。(本人の申請により期間満了時に 1 年の延長可、適用は 1 回限りとする。)
2. 法人会員は、当会館の目的ならびに事業に賛同し、当会館を財政的に支援する意志を有する、所定の会費を納める法人である。法人会費 1 口につき 1 名の代表者を法人代表会員として推薦できる。
3. 特別会員は、理事会の入会推薦に応じ、当会館の事業に協力する意志ある者である。当会館が認める期間、特別会員の資格が与えられる。
4. 図書会員は、大学院生および大学その他の研究機関で教職または学術研究を主たる職とし、図書室の利用のみを目的とする個人である。会員 1 名または所属学術機関の指導教官の推薦を要し、所定の会費を納める。
5. プログラム会員は、日本の大学・大学院生、留学生、日本に短期滞在する海外の若手研究者を主な対象とし、図書室の利用とプログラムへの参加を目的とする。原則30歳未満(大学院生については例外扱いとする)とし、会員1名または所属学術機関の指導教官の推薦を要し、所定の入会時寄付金および会費を納める。

(理事会への報告)

第3条 理事長は会員に関する統計等の資料を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会時寄付金)

第5条 入会時寄付金は会員種別に応じて下記各項のとおりとする。入会時寄付金はいかなる場合も返還しない。

1. 個人会員は、入会に際して次に定める入会時寄付金を支払う。
 - (1)国内在住の会員 40 万円または 20 万円
 - (2)海外在住の会員 30 万円または 10 万円(共に自己選択制。どちらを選択しても会員の地位、権利には影響しない。)
なお、入会時寄付金を支払った国内の新規会員に対しては、「公益法人」への寄付であることが明記されている領収書を発行する。
2. 上記にかかわらず、45 歳以下の者は入会時寄付金を、国内会員は 10 万円、海外会員は 5 万円とすることができる。
3. 期間会員の入会時寄付金は 5 万円として、その差額支払いにより個人会員への転籍を可能とする。
4. 特別会員の入会時寄付金については徴収しない。
5. 法人会員の入会時寄付金については、会員の任意とする。
6. プログラム会員の入会時寄付金は、1 万円とする。

(会費)

第6条 会費は会員種別に応じて下記各項のとおりとする。

1. 個人会員は、次に定める会費を毎年、入会した月に前納する。
 - (1)国内の個人会員については、年額 3 万円。海外の個人会員については、年額 1 万 5 千円。
上記にかかわらず、会員在籍 25 年以上で、かつ満 85 歳に達した会員の会費は免除される。(現状 85 歳未満でも既に会費免除されている会員はこの限りではない。)
また終身個人会員を希望する者は、会員審査会の承認を経て、入会時寄付金 40 万円を含め合計 100 万円を一括払いとする。
 - (2)期間会員については、2 年分一括払いで年額 3 万円とする。
2. 法人会員については、1 口(1 記名)につき年額 18 万円で、口数は 1 口より 10 口までとする。払込方法は、半年払い、年払い、または 10 年分一括前払いとする。
3. 法人の登録する代表会員については、徴収しない。
4. 特別会員については、徴収しない。
5. 図書会員については、年額 6 千円とする。
6. プログラム会員については、年額 1 万円とする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

1. 会員は、当会館の行う講演会、研究会、講座など各種の集会の通知を受け、出席することができる。
2. 会員は宿泊希望者を紹介でき、また期間会員を除く会員は、入会希望者を推薦することができる。ただし、それらのものが、料

- 金不払いその他好ましくならざることを行った場合は、それらの者を推薦した会員の推薦権、紹介権を停止されることがある。
3. 会員(および配偶者)は、当会館施設の利用について割引を受けられる。
 4. 会員は、特に定められた場合のほか、当会館の発行する年報、Annual Report、I-House Quarterly の無料配布を受けることができる。
 5. 図書会員には、図書室の利用を除き、上記4項は適用されない。
 6. プログラム会員には、図書室の利用と上記の1.を適用する。

(会費の使途)

第8条 第5条および第6条の会費および入会時寄付金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を管理費にあてる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が下記各項に該当するときは、会員資格を喪失することがある。なお、下記各項による会員資格喪失の場合、既納の入会時寄付金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 入会申込書に経歴その他の事実を詐称した場合。
2. 会費を1年以上支払わない場合。
3. 会館における宿泊費、飲食費、その他当会館に対する金銭的債務を、請求後6ヵ月以内に支払わない場合。
4. 宿泊約款、宴会・催事利用規約、その他の会館の諸規則を2回以上破った場合。
5. 会館の目的に反する行為をなした場合。
6. その他会員としての体面を傷つけた場合。

(入会の拒絶・会員資格の抹消)

第10条 次の各項の一にでも該当する者については、当会館は入会を拒絶し、また入会後に判明した場合には会員に対するサービスを停止し、本人に通知することなく会員資格を抹消するものとする。なお、この場合、既納の入会時寄付金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
3. 反社会的勢力を利用していると認められるとき
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
6. 自らまたは第三者を利用して、詐欺、暴力的行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、脅迫的言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害、その他これらに準ずる行為に及んだとき

(会員の退会)

第11条 会員が下記各項に該当するときは、退会するものとする。なお、下記各項の場合、既納の入会時寄付金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

1. 退会を希望する会員は、退会届を書面で当会館に提出しなければならない。
2. 会員が死亡したときは、死亡の日をもって退会したものとして取り扱う。

(改正)

第12条 この規約は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第13条 この規約の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

平成24年5月23日改正
(削除) 第6条第6項 全文削除
平成26年5月28日改正
(変更) 第6条第1項第1号 終身個人会員の入会時寄付金額
(変更) 第7条第4項 「会報」「Bulletin」を削除、「I-House Quarterly」を追加
平成30年4月1日改正
(追加) 第2条第5項、第5条第5項、第6条第6項、第7条第6項を追加
(転記) 第5条第1項の後文を第5条に転記
(修正) 第2条第4項の「希望」を「を目的と」に、第9条の「者」を「場合」に修正

平成31年4月1日改正
(変更) 第1条 定款の条文番号変更
(変更) 第2条 会員審査会につき「理事会の任命する」を「常勤理事で構成する」に変更
(変更) 第2条第1項 個人会員の定義の変更。期間会員に関する記述を第5条第3項より移動
(変更) 第2条第2項 法人会員の定義の変更。
(変更) 第3条 理事会への報告事項の変更
(追加) 第5条第4項 特別会員に関する記載を追加
(削除) 第6条第1項 海外会員の年会費につき「もしくは外貨相当」を削除
(修正) 第6条第3項 法人会員の代表会員の表記を修正
(追加) 第9条 入会時寄付金・会費の取り扱いに関する記載を追加
(変更) 第9条第4項 規約の名称を変更
(修正) 第9条第5項を分割
(新設) 第10条 入会の拒絶・会員資格の抹消を新設
(変更) 第11条 表記変更